

# 令和4年第5回阿武町議会定例会 会議録

## 第 2 号

令和4年9月16日(金曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 11時48分

### 議事日程

開会 令和4年9月16日(金) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第5号 阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第6号 阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第7号 令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事請負契約の締結について

日程第7 議案第8号 令和4年度奈古漁業集落排水機能保全改廃(汚泥脱水機外)工事請負契約の締結について

日程第8 議案第10号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第3回)

日程第9 議案第11号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)

- 日程第10 議案第12号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第11 議案第13号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第12 議案第14号 令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第15号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第14 議案第16号 令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第15 議案第17号 令和3年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

追加日程第1 議案第18号 訴訟上の和解を成立させることについて

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員(8名)

#### 議席番号

- |    |      |
|----|------|
| 1番 | 米津高明 |
| 2番 | 上村萌那 |
| 3番 | 白松靖之 |
| 4番 | 西村容子 |
| 5番 | 松田穰  |

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原 旭

8番 議長 末若憲二

欠席議員 なし

欠 員 なし

#### 説明のため出席したもの

町長 花田憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫

教育長 能野祐司

まちづくり推進課長 藤村憲司

健康福祉課長 矢次信夫

戸籍税務課長 水津繁斉

農林水産課長 野原 淳

土木建築課長 高橋仁志

教育委員会事務局長 藤田康志

会計管理者 近藤 進

福賀支所長 佐村秀典

宇田郷支所長 小野裕史

欠席参与 なし

**事務局職員出席者**

議会事務局長           三 浦       貴

議会書記               平 田 祥 子

**開会 9時00分****開会の宣告**

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席下さい。

○議長 議員の皆様には、令和4年第5回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。又、長山代表監査委員さんには、引き続いてのご出席、ありがとうございます。

○議長 本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。

本日の議事日程については、お手元に配付されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、上村萌那君、3番、白松靖之君を指名します。

**日程第2 議案第1号から日程第5 議案第4号まで**

○議長 日程第2、議案第1号から日程第7、議案第8号までの6件を一括議題といたします。

まず、特別委員会に付託されました議案6件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長(松田 穰) おはようございます。それでは、9月9日に

行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案 14 件のうち、議案第 1 号、第 2 号、及び議案第 5 号から議案第 8 号までの 6 件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第 1 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入りました。これは、令和 4 年 4 月より段階的に改正される「育児、介護休業法」に基づき改正するもので、育児休業の回数と期間の変更について定めるものです。慎重に審議を行いましたが、特に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 2 号、阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入りました。これは総務省の「印鑑証明登録事務処理要綱」の改正を受けて、条例の一部を改正するもので、こちらも慎重に審議を行いましたが、特に質疑がなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 5 号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入りました。これは、租税特別措置法の引用条項の変更による項ずれを解消するためのもので、特に質疑がなく、審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 号、阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例についての審議に入りました。これは、ABU キャンプフィールドのオープン以来、ヨット等漁船以外の船舶の係留もあり、係留場所と係留料金を明記するものです。執行部より場所や利用料に関して詳しい説明があった後、利用見込みやボートの種類について質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 7 号、令和 4 年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の工事請負契約の締結についての審議に入りました。執行部より工事内容の説明を受け、町道の利用状況や必要性について質問があり、執行部より国道やトンネルの側でもあるため、工事の必要性について適切な答弁がありました。慎重審議の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号、令和 4 年度奈古漁業集落排水機能保全改築(汚泥脱水機外)工事の工事請負契約の締結についての審議に入りました。執行部より工事場所や工事内容、新しい機械の処理能力について詳しく説明があり、特に質疑はなく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で行財政改革等特別委員会に付託されました議案 14 件のうち、議案第

1号、第2号、及び議案第5号から議案第8号までの6件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 ここで質疑を行うところですが、特別委員会において十分に審議がされておりますので、質疑は行いません。

続いて、討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第8号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第2号、阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第5号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第6号、阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例につい

てお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第7号、令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事請負契約の締結についてについてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第8号、令和4年度奈古漁業集落排水機能保全改廃(汚泥脱水機外)工事請負契約の締結についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第10号から日程第14 議案第16号まで

○議長 日程第8、議案第10号から日程第14、議案第16号までの7件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案7件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案14件のうち、議案第10号から議案第16号までの7件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第10号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第3回)に関して、まず追加資料「阿武町コロナ禍における原油価格・物価高騰対策補助金等一

覧」について説明があり、1つ目、原油価格・物価高騰対策タクシー事業継続支援補助金(6月補正済)について、令和5年3月まで、近鉄タクシーの運行経費の赤字補填に関する補助、そして2つ目の原油価格・物価高騰対策事業者支援補助金について、一次産業以外の事業者への補助、3つ目原油価格・物価高騰対策農林水産業者支援補助金については、農林水産業者への補助、4つ目原油価格・物価高騰対策商品券交付事業について、家計負担を軽減するための補助、最後に原油価格・物価高騰対策給食費負担支援補助金について、材料費高騰分の子育て世帯への給食費負担を据え置くための補助について、その財源や補助の趣旨について執行部より説明があり、その後に審議に入りました。こちらは、歳出から款ごとに質疑を受けました。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業政策費について、燃油高騰対策の対象事業者に遊漁の事業者はどうなるのか質疑があり、水揚げ10万以上という設定があるが、漁協に水揚げ状況等も確認し、補助に漏れない様に対応する旨の答弁がありました。

7款商工費、1項商工費、1目商工政策費の家計支援商品券交付事業について、対象店舗や前回のV字回復応援券との違い、V字回復応援券の8月迄の利用実績等の質疑があり、今回は事業者ではなく、家計支援のためであり、スマートフォンも含まれることや、V字回復応援券が8月末までに約半分利用されていること等、執行部より適切な答弁がありました。

又、7款商工費、1項商工費、4目地域内循環地方創生特別事業費の地域活性化企業人負担金に関して質問があり、現在、SANBASHIカフェ内のABCスタイルに、道の駅の特産品を活用した地域食材利用促進のための料理教室を行ってもらっており、現在委託料としているものを、会計上負担金補助及び交付金としたものと、他に地域活性化企業人というのが、企業版の地域おこし協力隊の様な位置付けにあり、「あぶナビ」の企画、運営を行う事務局長の募集を予定しているとの答弁がありました。

他にも、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の校舎内外改修工事、営繕工事の内容について質疑があり、現在利用が殆んどない和室の2階礼法室を通級教室として利用したいという要望があり、畳等を撤去して、通常の教室と同様のつくりにし、又現在は設置のないエアコンの設置を行う工事内容となっていると、答弁がありました。

その他にも、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員メンタル



ヘルスケア事業委託料について質問があり、10月より1月に1回、2時間で6ヶ月間に加えて、研修で1回来て頂く事を考えている、又、これまでは職員に関しては役場の保健師にて対応していたが、専門のカウンセリング等、現在もこれからも行っていく必要があると考えていると、執行部より答弁がありました。

又、歳入に関しては特に質疑なく 議案第10号は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第11号、令和4年度阿武町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)、議案第12号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)、議案第13号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)、議案第14号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)、議案第15号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)、議案第16号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)、の6件について、何れも慎重に審議を行いました。特に質疑はなく、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政等改革特別委員会に付託されました議案第10号から議案第16号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 先程同様、質疑は行わず、直ちに討論に入ります。討論は、議案第10号から議案第16号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(1番、米津高明「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 議案第11号の事業勘定ですけども、賛成の立場で討論ですけども、国保税は、町の一般会計から繰り入れをされているというのは評価をしますが、以前から申してるように、この令和3年度の基金が、1億9千9百万円ちょっとある、約2億円程ある、これをもっとやはり利用して、今のこの厳しい、物価が高騰している時に、少しでも、町民の方にそういう面で応援をして頂きたい、別に応援券とか今回10月1日現在、券なんか色々やっておられるのは分かるんですけども、こういう面からも、やはり応援をして頂きたいということを申し上げて、賛成の討論を終わります。

○議長 他にありますか。他にないようですので、これより採決を行います。採決の方法は、挙手により1議案ごとお諮りします。

○議長 まず、議案第10号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第3回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第11号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第12号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第13号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第14号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第15号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第16号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第17号

○議長 日程第15、議案第17号を議題とします。

まず、特別委員会委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第17号について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第17号、令和3年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についての審議に入りました。

歳出から款ごとに質疑を行いました。2款総務費、1項総務管理費、12目まち・ひと・しごと創成特別事業に関して、主要な施策の実績の「選ばれるまちづくり推進事業」に詳細が記載されているが、KPI(重要業績評価指数)の目標値に対して実績をオーバーしている部分や、マイナスの部分があったりしますが、その理由について質疑がありました。執行部より事業の採択を受ける際に

指標を定める必要があったが、新規で不慣れな部分もあり、過剰な計画になっている部分や、コロナの影響等で奮わなかった項目もありましたという答弁がありました。これに対し、町の主要事業でもあるので、しっかりと現実味のある目標設定を行って、奮起して欲しいという意見があり、執行部よりこれから3年先までの新たな計画も立ててあり、実現するためにも、しっかりとフォローアップや、新たな取り組みを行うとの答弁がありました。

又、8目企画振興費に関して、人口定住促進事業についての質疑があり、新婚新生活支援補助金や、空き家リフォーム補助金の対象が、町外の事業者によるリフォームも対象に含めたことによる町外事業者の件数、Uターン、Iターン奨励金等について、この度の誤振込の件の影響がないか、令和4年度の状況に関して質疑があり、執行部より、新婚生活支援補助に関しては2件、空き家リフォームに関しては7件中3件が町内事業者による施工であった事、U・Iターンに関しては、相談件数や空き家バンクの見学に実際に来られた方に話を伺ったりもしたが、誤振込についての影響は特に感じられないと、それぞれ答弁がありました。総務費に関しては、他にも9件の質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

3款民生費、1項社会福祉費、4目住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業に関して、家計急変世帯の申請はあるのか質疑があり、執行部より令和3年度に関しては繰り越し事業でもあり申請は無く、4年度に入ってから申請は無いとの答弁がありました。又、2目老人福祉費の日帰り人間ドック委託料に関して、町としても受診推進を行っていると思うが、実際の利用人数の推移と利用促進活動の方法について質疑があり、執行部より令和元年が67人、2年が71人、3年が75人と利用者も徐々に増えてきており、推進方法としては4月にホームページと広報、5月には全世帯に集団検診のしおりを配布しメニューの一つとして掲載、又、防災無線での告知やハッピー健康マイレージのポイント対象メニューにして、受診推進を行っているとの答弁がありました。その他にも3件の質問があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目保険事業費について、一般備品(明許)は何を購入したのか質疑があり、執行部より、これは令和2年度の繰り越し事業で、福賀診療所のコロナワクチン管理のための非常用蓄電池の購入と、ワクチン集団接種会場で利用するパソコンや机、いす、接種後の体調観察のための待

ち時間に告知や広報を行うテレビの購入にかかったもので、テレビに関しては、通常はふれあいセンターにて使用しているとの答弁がありました。その他にも2件の質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業政策費の、コロナに負けない農業経営実践加速化事業費の具体的な内容について質疑があり、執行部よりコロナ対策として、熟練の高齢者の経験や知識を継承するために、スマート農機等の導入を支援するもので、福の里で収量コンバインの導入や、施肥量・収量のデータ蓄積を行い、翌年以降の施肥の調整などに役立てるためのアグリノートの導入、又、うもれ木の郷で、GPS直進機能付きのトラクタ導入や、肥料など重量物の運搬時の人手を減らすためのアシストスーツの実証を行ったとの答弁がありました。その他にも4件の質疑があり、それぞれ適切な答弁がありました。

7款商工費、1項商工費、2目観光費の観光推進事業補助金に関して、質問があり、執行部より、これは昨年発足した、「阿武町観光ナビ協議会」の活動費に対する補助金であるとの答弁がありました、

又、3目道の駅産業振興費の道の駅物置レンタル料について質問があり、執行部より、発祥交流館に元々置いてあった物置で、キャンプフィールド整備にあたり、道の駅温泉とプールの間に移したもので、リースが満了して実質所有しているとの答弁がありました

8款土木費、2項道路橋梁費、3目過疎対策道路事業費について、亀山十王堂線の工事のスケジュールは今後どのようになるのか質疑があり、執行部より、これまで用地買収、測量設計などを行ってきて、今年度より工事に入る。国庫事業であるため、年度毎の予算のつき方に変動があるかと思われるが、令和5年度から令和8年度まで工事を行ない、令和9年4月より供用開始予定であるとの答弁がありました。これに対し、近隣の方は、工事の進捗状況も気になると思うので、どこかのタイミングで、近隣の方に図面なり説明なり行う機会を作って頂ければよいかと思うとの要望がありました。他にも1件質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

10款教育費、3項中学校費、3目教育振興費の要保護及び準要保護生徒援助費について、対象生徒の数が以前に比べて増えて来ているよう印象があるが、最近の傾向はどうか質疑があり、執行部より、ここ3年、令和元年から3年に関して、小中学校あわせて18人~22人と大きな変動はなく、令和4年に

については減ってきている。年度毎に若干の変動はあるが、増減幅は小さいとの答弁がありました。その他9件の質疑があり、それぞれ丁寧な答弁がありました。

続いて歳入の審議に入りました。財産貸付収入に関して、場所や名称の確認や、教育費県補助金の内容に関して質疑があり、それぞれ適切な答弁がありました。

以上で一般会計の審議を終え、続いて特別会計の審議に入りました。

特別会計は歳入、歳出一括にて質疑を行いました。

最初に、国民健康保険事業(事業勘定)、続いて国民健康保険事業(直診勘定)特別会計、続いて後期高齢者医療事業の審議を行い、何れも特に質疑は無く審議を終え、介護保険事業の審議に入りました。

介護予防・地域支援サービス事業費に関して、利用実績を見ると、3地区のうち、奈古地区の利用者の実人数が半分近く減少しているが、コロナが原因なのか、減少理由について質疑があり、執行部より、コロナが原因で利用回数の減少もあるが、実人数に関しては、介護予防サービスですので、介護予防から介護保険の対象になられたり、入院されたりして減少している。それに対して介護予防サービスの新規利用者が入って来ないため、実人数が減少しているとの説明がありました。他に質疑は無く審議を終え、次に簡易水道事業、続いて農業集落排水事業、そして漁業集落排水事業と、それぞれ慎重に審議を行いました。特に質疑は無く、議案第17号は、原案の通り認定すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第17号の審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。ここでも質疑は行いません。

○議長 続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決の方法は、「挙手」により行います。

原案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第17号は委員長報告

のとおり認定されました。

### 追加日程第1 議案第18号

○議長 ここで、町長から議案第18号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第18号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第1、議案第18号、訴訟上の和解を成立させることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは、議案第18号、訴訟上の和解を成立させることについて、についてご説明いたします。

本案件は、山口地方裁判所萩支部 令和4年(ワ)第9号、不当利得返還等請求事件において、原告の阿武町と、被告の阿武町大字福田下3437番地に住所を有する「田口 翔」との訴訟上の和解を成立させるもので、地方自治法の規定により、議会のご議決を求めるものです。

ご案内のとおり、本件は、本年4月8日に発生した公金の誤振込みに関する不当利得返還等請求訴訟で、現在も係争中ではありますが、これまでの裁判所での弁論準備手続きにおいて、双方の言い分が裁判所において調整され、昨日、裁判官から提示された和解案をもって和解することについて、議会のご議決をお願いするものであります。

なお、和解条項につきましては、議案に掲載のとおりではありますが、まず第1項については、本件について、被告が阿武町及び阿武町民に迷惑をかけたことに対して、陳謝するということでもあります。

次に第2項は、被告は原告の阿武町に対して、この和解を成立させるために、解決金として347万8,581円を支払う義務があるということです。

次に第3項は、被告は第2項の和解金347万8,581円を、9月29日までに、阿武町が指定する口座に振り込むということ。そして、その振込手数料については、被告の負担とするということでもあります。

次に第4項は、今回の解決金には、原告が被告に対する不当利得返還請求分として認諾を受けている4,630万円について、これにつきましては、実際には、1,408円不足している訳であります。この不足分の弁済も含まれており、原告がこれまで取り立てた金額とこの1,408円を併せると、認諾分の4,630万円の全額が回収出来ることになることを確認するものです。

続きまして、第5項及び第6項につきましては、原告が、被告側が支払のために用意した現金に対する第10号の債権、及び現在、法務局に供託されている第13号の債権の仮差押命令の申立を何れも取り下げ、被告は、原告に対して、その取り消しに同意し、その取消決定に対して、不服を申し立てる上級裁判所への抗告を行わないとするものであります。

次に第7項につきましては、今回の訴訟において、原告である阿武町は、被告に対し約5,116万円を請求しており、これから回収済みの約4,630万円を差し引くと、約486万円が残りますが、今回、被告が弁済供託している約347万円を第2項及び第3項の条項により支払うことで、原告である阿武町は、残りの約139万円については、請求を放棄するというものであります。

次に第8項は、今回の誤振込みに係る事件については、この和解をもって、原告と被告との間の紛争は解決し、この和解条項に定めるもの以外に、何らの債権債務がないことを相互に確認するものであります。

最後に第9項は、今回の訴訟に係る印紙等の雑費は、原告及び被告が、各自の負担とするというものであります。以上で、説明を終わります。

○議長 以上で説明を終わります。

続きまして、委員会付託を行います。お諮りします。ただ今議題となっております、議案第18号については、会議規則第39条第1項の規定により、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第18号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 ここで阿武町行財政改革等特別委員会のために、暫時休憩いたします。

休憩開始／10時00分 会議再開／11時00分

○議長 それでは、阿武町行財政改革等特別委員会のための休憩を閉じて、会



議を再開します。

○議長 追加日程第1、議案第18号を議題とします。

まず、特別委員会委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長

それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第18号、訴訟上の和解を成立させることについて、審議の内容と結果を報告いたします。

非常に活発な質疑がなされまして、今回の和解については、被告側からの申し出からはじまったのかという問いに対して、執行部より町長より、最初は、被告側から申し出があり、その後双方で摺り合わせをした後、最終的には、裁判官が調整し、案が提示されたというご返答がありました。

他にも、和解条項の1項は、被告から阿武町と阿武町民に対する謝罪という記述になっているが、これは、町長が徹底的にこだわったと聞いているけど、そのとおりなのかという問いに対し、阿武町民に対する被告の謝罪は、町長としては、絶対に譲れない最優先の事項で、当初の和解案にはなかったが、これを入れなければ和解には応じないということで、和解案の第1項に、その文言が入ったということです。と返答がありました。

又、他にも、今後今回の和解書面による謝罪以外に、被告人本人が、直接町長に会って謝罪するような予定はあるかという問いに対し、その予定はないし、求めるつもりもないという返答でございました。

又、和解条項の2項と3項によって、被告は阿武町に対して、解決金として、347万8581円を、29日までに阿武町の指定する口座に振り込むという理解で良いのかという問いに対し、失礼しました、又、このお金が被告人が弁済供託していたお金といった解釈で良いのかという問いに対し、その通りであり、これについても、町長としてやはり拘りがあり、当初、被告人から出された案では、被告が供託していた約347万円を、町が取り立てるという案であったが、町としては、被告が自分で供託を取り下げて、これで謝罪も兼ねて許して下さいということで、被告が阿武町の口座に振り込むということに拘ったという返答がありました。

又、和解条項の4項について説明を求める質問があり、誤振込金4,630万円をほぼ全額回収と言っているが、細かく言うと、1,408円不足しております。今回の解決金の中に、この1,408円の弁済が含まれており、これも併せて誤振

込金の本体部分 4,630 万円の全額が回収されたことになるという返答がございました。

又、和解条項の7項と8項について、町が解決金として被告から約 347 万円を受け取り、これによって全てが終わるのかという問いに対し、その通りではあるが、実際には訴訟での請求額の約 5,116 万円の満額には、約 139 万円足りてない。ただ、例え満額を勝訴したとしても、この残り 139 万円を回収出来る確実な見込みもない、不良債権となる可能性も高く、今後の職員の事務負担、精神的な負担、そういった部分を考えると、金銭的には不本意ではあるが、回収出来る部分は確実に回収して決着を付ける、総合的に見て得策であるという判断をしたというご返答がありました。

又、和解条項の9項の訴訟費用について、これはどういうものか、又、具体的な金額はいくらか質問がありました。これは訴訟に係る印紙代などの雑費で、今回の場合は約数万円を見込んでいたという返答がありました。

他にも、1項目目に町長がかなり拘っているようで、3項目目についても関連性を感じるが、被告が更生、犯罪を犯したことから更生への第1歩を歩みだすことについて、町長のお気持ちはどう考えているのかという問いがありました。町長より、誤振込をしたこと、町のカミスがあったことについては、機会がある度に謝罪をしている。それとは全く別問題として考えており、公金が誤振込をされたことを知りながら使ってしまった、罪を犯してしまったことは、全く別で考えている。逆に自分が誤振込をされた立場になった場合、使ってもいいと考えるのか、そういった逆質問というか、そういった場面もございました。ただ本人が謝罪、反省して更生という新たな人生を歩んでいくことには、いいことだと考える、そういった返答がありました。

他にも、この和解の議案を議会が同意した場合、今後のスケジュールがどうなるのか、又、逆に同意しなかった場合はどうなるかという質問がありました。本日議会の可決を得られれば、今月 22 日に予定されている弁論準備手続き、この時に和解が成立し、29 日の解決金の払い込みがされれば、全ては終わります。仮に、同意の議決が頂けない場合は、和解は成立しないこととなりますので、又振り出しに戻り、これからも裁判が、下手をすると何年も続くようなことも考えられる、そういったご返答がございました。

こういった非常に活発な質疑がありまして、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきということで決しました。失礼しました。慎重に審議を行

った結果、議案第18号については、原案のとおり可決すべきということで決しました。以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第18号について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(7番、市原 旭「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君、討論は賛成ですか、反対ですか。

○7番 市原 旭 賛成です。

○議長 それでは討論を許します。ご登壇下さい。

○7番 市原 旭 7番、市原 旭です。私は、賛成の立場で討論を行います。前回の一般質問でも申しましたが 今回の事件、時系列をしっかりと把握し、誤送金の前と後、民事事件と刑事事件の区別を付けることが大切なポイントだと思っています。誤送金が何故起きてしまったのかという点については、これまで経緯の説明、執行部の検証において明確になってきています。これらの内容から再発防止策についても検討され、具体的な取組がなされようとしています。自らの過ちは素直に反省し、今後の活動に活かして頂きたいと望んでいます。今後は、それらが実行されているか、監査委員の厳しいチェックをお願いをいたします。

さて、民事訴訟では、誤振込した給付金4,630万円と、弁護士費用などを含めた5,100万円余りの支払を求め訴えました。その裏で、同時に誤って振り込んだお金の回収についても努力を重ねていました。そうして誰も思いつかない着眼点で回収劇が起きました。それを世間では「ミラクル」と呼びましたけれども、実際には、水面下で弁護士チームとタッグを組んで、地道な努力と回収への執念が実を結んだ賜物であったと思います。そして、それは誰もが認める事実であります。とは言え、本来求めた100%の回収には至っておりません。そして今回の和解案であります。

先般の一般質問でも述べましたが、現在でも、本件は報道の関心が高く、又、事件の動きがあるたびに、役場には非難中傷の電話があると聞きます。

又、この件に関わる文書の公文書開示請求がされ、該当文書の特定や、弁護士との相談、非公開部分のマスキングなどが発生、更に、非開示や一部開示文書については、行政不服審査法上の「審査請求」への対応に、多くの手間と時間を要していると聞いています。

本来の役場業務に、正に支障を起こしかねない状態です。一般質問でも述べたように、謂われのない言いがかりも受けていかなければならない、屈辱的な環境からいち早く脱却すべきだと感じています。精神的な苦痛は、精神を蝕みます。職員誰もが症状は表れていないだけで、相当のダメージを受けているのではないかと心底心配をしております。又、更に視野を広げて見ますと、被告人のお母さん、ご家族も、同様な心ないバッシングを受けておられるとの話も伺いました。

民事訴訟については、今回裁判所から提示された案を受け入れて、示談とするべきではないでしょうか。この先、本件容疑者が仕事に就き、返済に応じるというところまでとなると、相当の時間を要するであろうと想像します。その間の町及び職員が受けるマイナスダメージは、不足の金額を大きく超えるのではないのでしょうか。

町長は、職員及び阿武町役場全体の底上げを行い、マイナスイメージを払拭し、町民の負託「新生阿武町」の再起動に向け、職員一同一丸となって努力すると言われました。それには1日も早いマイナスイメージの払拭が最も優先すべき事項だと考えます。

各議員のご賛同を頂き、全会一致となりますように重ねてお願いを申し上げます。

○議長 そのほか、討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 これより採決を行います。採決の方法は「起立」によって行います。

原案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の起立を求めます。

(「起立」全員。)

○議長 ご着席下さい。起立全員です。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで全員協議会のために、暫時休憩します。

委員会室へ移動をお願いします。全員協議会は直ちに行います。

休憩開始／11時20分 会議再開／11時40分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

○議長 ここで、閉会に先立ち、町長が挨拶を行います。

○町長(花田憲彦) 令和4年第5回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言、お礼の挨拶をさせていただきます。

今9月定例会は、所謂決算議会と言われておりますが、議員各位におかれましては、慎重かつ活発なご審議を頂き、ご提案申しあげました各議案につきましては、何れも原案どおり可決、承認、或いはご同意を頂き、誠にありがとうございました。

又、長山代表監査委員さん、そして松田監査委員さんにおかれましては、決算審査において、真摯なお取り組みを頂き、立派な令和3年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書を作って頂きました。又、本定例会には、初日から今日までご臨席を賜り誠にありがとうございました。

さて、この令和3年度決算とは直接関係はありませんが、町政においては、4月8日に、公金4,630万円を誤振込するという重大なミスを犯し、更に、これがネットカジノで費消されてしまうという、町政始まって以来の大事件となり、町民の皆様方、或いは多くの方々に大変なご迷惑とご心配をお掛けしたところであります。

今日はこの件に関する民事訴訟の和解について、議案を追加上程させて頂き、ご議決を頂いたところではありますが、今後は、先程全員協議会でお示ししたとおり、再発防止策を徹底し、2度とこの様なことが起こらないよう、私はもとより、職員一丸となって取り組んで参る所存であります。

又、今期定例会においては、一般質問、或いは議案審議等を通じて、議員各位から様々なご意見、或いは建設的なご提言等も多く頂きましたが、私といたしましては、今回頂きましたご意見、ご提言等を真摯に受け止め、しっかりと内容を検討し、可能な限り今後の施策に反映させて頂きたいと思っております。

何れにいたしましても、本来、阿武町は元気な阿武町でなければなりません。

今回の和解を大きな区切りとして、誤振込に関する事件を乗り越え、暗いイメージを払拭し、本来の明るく元気な阿武町を取り戻し、そして新生阿武町として、執行部職員一丸となり、リスタートの新たな一歩を、大きく力強く踏み出す所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、今期定例会の閉会に当たりましての私からのあいさつとさせていただきます。有り難うございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

○議長 閉会に当たり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

9月8日から本日までの9日間、開会されました令和4年第5回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議により、本日をもって閉会の運びとなりました。お礼申し上げます。

今定例会は決算議会ということで、長山代表監査委員さんには、会期を通じてのご出席頂き、ありがとうございました。又、長山・松田両監査委員におかれましては、本町の財政に係る事務の執行につきまして、例月出納検査・定期監査に加え、令和3年度の決算審査等を的確に実施して頂きましたこと、誠にありがとうございました。

今期定例会では、阿武町は誤振込問題からの新たな町づくりをとの言葉が、執行部並びに各議員から発言がありました。正にそのとおりであります。町づくりは待ってくれません。

阿武町議会といたしましては、今後も令和3年度の決算を受け、今年度の予算執行に対しまして、しっかり目配りをして、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町・阿武町の創出、更には地方創生が進められる中、選ばれるまち・阿武町づくりを行政と共に、一緒になって取り組んで参ります。

議員各位のご協力を切にお願い申し上げます。

今後の天候は、まだまだ暑い日が続きますが、体調には十分気を付けられて、豊穰の秋を迎えられ、豊穰に感謝する各地区の秋まつりが行われることと思います。しかし、週末には台風14号が接近しますが、農産物等にこれ以上大きな被害が出ないことを祈り、閉会のご挨拶といたします。

○議長 以上で、9月8日から本日までの9日間の全日程を終了しました。

これにて、令和4年第5回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

(散会 11時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

**阿武町議会議長**            **末 若 憲 二**

**阿武町議会議員**            **上 村 萌 那**

**阿武町議会議員**            **白 松 靖 之**